

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 1 3 号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）の一
部を次のように改正する。

現行						改正案													
第 1 条～第 5 条（略）						第 1 条～第 5 条（略）													
別表(第 3 条関係)						別表(第 3 条関係)													
航 空 鉄道賃 賃 船賃		車賃		日 当 (1 日 に		宿 泊 料		航 空 鉄道賃 賃 船賃		車賃		日 当 (1 日 に		宿 泊 料 上 限 (1					
				つき)		(1 夜 に つき)										つき)		夜 に つき)	
				市外	道外	市外	道外									特定地 特定地		域以外域	
												の地域							
実費 上 級 の		実費		円	円	円	円	実費 上 級 の		実費		円	円	円	円				

現行						改正案						
	運賃又		1,250	1,500	1万	1万		運賃又		2,400	1万	1万
	は実費					2,000		は実費			3,000	9,000

備考

1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。

2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。

3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。

備考

1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、道外へ日帰り旅行する場合については、この表に定める日当額の2分の1を支給する。

2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。

3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。

4 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。